

川越事務長会規約

第一章（名称と事務所）

第1条 この会は川越事務長会という

第2条 この会は事務所を会長の所属する病院・診療所または施設におく

第二章（構成）

第3条 この会は川越市及び周辺市町村に在る病院・診療所または施設に在籍する事務長及び事務長が指名する者を会員として組織する

第三章（目的と事業）

第4条 この会は会員の職務研鑽を図り、併せて相互の連絡を密にし、親睦協調を図ることを目的とする

1. 事務研究
2. 施設及び管理運営の視察研究
3. その他にこの会の目的を達成するに必要な事項

第四章（役員と会議）

第5条 この会に次の役員を置く

会長（1名） 副会長（1名） 幹事（1名） 会計（1名）

但し、副会長は幹事を兼任することができる

顧問（OBは顧問に就任できる）

第6条 会長はこの会を代表し会務を統轄する

副会長は会長を補佐し会長不在のときはその職務を代行する

第7条 役員任期は2年とし例会において互選する（再任はこの限りではない）

第8条 会議は例会と役員会の2種類とする

1. 例会は年2回以上、事務研究その他の所要事項の協議を行うものとする
2. 役員会は会長、副会長、幹事、会計をもって構成し必要の都度開催する

第9条 会員は必要と認めるときには役員に例会の開催を申し出ることができる

第五章（会計）

第10条 (1) 本会の会計は年会費20,000円を施設単位で、毎年9月に納入するものとする

(2) 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする

第六章（入会・退会）

第11条 本会に入会、退会あるいは人事異動等が発生した際は所要事項を会長宛届け出しなければならない

第七章（規約の変更）

第12条 この規約を変更するときは例会の際合議の上変更することができる

弔慰ならびに病氣見舞規定

本会は第4条の目的に添うために弔慰ならびに見舞金の支出をする

慶事 10,000円

弔事 10,000円

見舞金 10,000円（1ヶ月以上の入院）

上記以外の弔慰金については役員会が必要と認められたものとする

附則 この規約は平成4年4月1日より施行する

この規約は平成18年6月15日より施行する

この規約は令和元年7月1日より施行する